

運輸安全マネジメントに係る情報公開について

安全マネジメントに係る情報の公開については、当社の安全管理規程に基づき下記の通り公開します。

記

① 輸送の安全に関する基本的な方針

安全管理規程第二章第三条項の通りします。

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を徹底させる。

- 2 輸送び安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。
- 3 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

② 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

安全管理規程第二章第五条項及び同施行細則第3条の通りとします。

安全管理規程

(輸送の安全に関する目標)

第五条 前条に掲げる方針に基づき、目標別に定める。

安全管理第規程施行細則

第3条 (輸送の安全に関する目標)

安全管理規程に基づき輸送の安全に関する目標を下記の通りに定める

- (1) 目標は年度毎に設定する。
- (2) 目標は会社全体及び営業所毎に設定する。
- (3) 目標は毎年作成する。

平成29年安全輸送に関する事故抑止目標

I . 平成29年 有責事故抑止目標 22件以内

II . 目標期間：平成29年1月1日～平成29年12月31日

平成28年 有責事故発生件数 51件



平成29年 有責事故削減件数 29件

事故防止重点目標

1. 重大事故ゼロに (漫然運転の禁止)
2. 交差点事故の防止 (安全確認の徹底)
3. バック事故の排除 (構内、駐車場他)
4. 速度超過の撲滅 (車間保持の徹底)
5. 飲酒運転の根絶 (体調管理の徹底)

重点実施項目

- ①厳正な点呼・アルコール検知器の確実な実施
- ②車内事故の防止・乗降客の動向確認後の発車、停車の実施
- ③交差点・危険を予測した防衛運転で安全の確保を図る
- ④バックの際は、確実に後方を自分の目で安全確認の徹底
- ⑤健康が起因する事故防止＝体調・健康管理の確認・把握
- ⑥定期健康診断の実施（夜間従事者＝年2回受診）
- ⑦冬期運行の安全速度の遵守・車間距離の確保

運輸安全マネジメント

十和田観光電鉄（株）では、運輸安全マネジメントに係る情報の公表について、当社の安全管理規程に基づき公開します。

■ 運輸安全マネジメントに関する取り組み
（安全報告書）

■ 安全管理規程

■ 緊急連絡体制（組織図）

■ 年間教育計画（乗務員教育）

■ 行政処分

平成 27 年 7 月 29 日

平成 27 年 9 月 18 日